

必要措置命令書

高島市勝野 1562

高島漁業協同組合

代表理事組合長 糟野 忠夫

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 124 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置を命じる。

令和 6 年（2024 年）1 月 23 日

滋賀県知事 三日月 大造

記

1 命令の内容

令和 6 年 3 月 11 日（月）までに貴組合定款附属書役員選挙規程に基づく適正な手続きを完了させること。

2 処分の理由

役員改選請求を受けて開催された令和 5 年 3 月 19 日臨時総会および令和 5 年 8 月 22 日臨時総会において貴組合が行ったと主張する役員改選は、貴組合定款附属書役員選挙規程第 2 条をはじめとする適正な手続きが行われていないため、有効な選挙が実施されていない状況である。

前回の役員改選から 2 年後に当たる令和 5 年 6 月 25 日をもって役員任期は満了しており、早期に組合員の信任を得た新役員による運営となるよう是正する必要がある。

（裏面もご覧ください。）

(行政不服審査法および行政事件訴訟法に基づく教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1

滋賀県農政水産部水産課

水産振興係 岡部、三枝

Tel 077-528-3871

Fax 077-528-4885

Mail gf00@pref.shiga.lg.jp